

平成30年3月28日

第 3 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成30年3月28日（水） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 12 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 13 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 14 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 15 号 非農地証明申請について
- 議案第 16 号 呉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」について
- 議案第 17 号 非農地通知の決定について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

出席委員

- | | | | |
|------------|------------|------------|-------------|
| 1 番 生田 政行 | 2 番 横段 登 | 3 番 池田 勝憲 | 4 番 倉本 寛 |
| 5 番 水場 守信 | 6 番 向井 幸弘 | 8 番 亀山 博司 | 9 番 今井 満 |
| 10 番 上田 勝則 | 11 番 長迫 秀 | 12 番 本末 満 | 13 番 灰原 松二 |
| 14 番 大道 正孝 | 15 番 秋光 貴志 | 16 番 土井 光弘 | 17 番 西田 小百合 |
| 18 番 石田 尚則 | 19 番 北村 正次 | | |

欠席委員

- 7 番 林 武彦

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 大番主幹 須賀課長補佐 庭月野主任

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から平成30年第3回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、17番 西田委員、18番 石田委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、7番 林委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。議案書とともに事前に、資料1「呉市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」を送付しています。また、本日、資料2「非農地通知の決定について」、資料3「呉市農業委員会事務局人事異動」、「JA 広島ゆたか広報」第127号を配付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、音戸町渡子2丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は382㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は遠方に居住し耕作困難なため、譲受人に所有権を移転するもので、譲受人は相続した実家に隣接した申請地が耕作に便利のため、譲渡人の要望により譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、野菜栽培を行う予定です。

経営面積は、自作地だけで約77アールありますので、音戸地区の下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向井委員：6番 向井です。申請地は、数年前から休耕している。譲渡人は、四国に居住し戻る予定もなく耕作できない。譲受人は、相続した土地のすぐ隣にあり耕作に便利がよいということで話がまとまったものです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番と3番は譲受人等が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、音戸町早瀬1丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で898㎡の第2種農地です。

3番の申請地は、音戸町早瀬1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は急傾斜地崩壊対策事業でのり面整備された残地で、292㎡のうち250㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は遠方に居住し高齢で耕作困難なため、譲受人の要望により、2番は所有権を移転するもので、3番は使用貸借による権利を設定するもので、譲受人は自宅に隣接した申請地を譲り受け、又は借り受け新規就農するものです。

営農計画は、野菜栽培を行う予定です。

経営面積は、申請地だけで約11アールありますので、音戸地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向 井 委 員：6番 向井です。譲渡人は、広島に居住し、かつ高齢で耕作できないということです。

譲受人は、この畑を耕作し、新規に農業経営をしたいということで話がまとまったものです。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、2番と3番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、2番と3番は許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、倉橋町字横挽〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は99㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難で後継者もいないため、譲受人に所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、オリーブ栽培を行う予定です。

経営面積は、自作地だけで約34アールありますので、倉橋地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5番 水場です。譲受人は、申請地にオリーブを植えるということで整地等の準備をしている。何も問題はないと思う。よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、下蒲刈町下島字中迫〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,669㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は遠方に居住し耕作困難なため、譲受人に贈与により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、果樹栽培を行う予定です。

経営面積は、自作地だけで約61アールありますので、下蒲刈地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：11番 長迫です。親戚間の贈与であり、ともに下蒲刈の人で、間違いのないと思う。よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、倉橋町字柳〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は2,414㎡のうち74

1. 46㎡の第2種農地です。

転用の目的は、農業用倉庫及び貸資材置場用倉庫，進入路用地として利用するものです。
規模等は，農業用倉庫1棟，貸資材置場用倉庫3棟及び進入路を整備する計画です。

しかしながら，写真でもお分かりのように，既に農業用倉庫，貸資材置場用倉庫及び進入路用地として利用されているため，農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっています。

関係法令については，「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり，農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5番 水場です。以前は，果樹を植えていたということだが，現在は倉庫が建っている。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は許可と決定します。

議 長：つぎに，議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は，郷原町字岩山下〇〇〇番〇ほか1筆，地目は畑，面積は合計で95㎡の第2種農地です。

転用の目的は，隣接する中古住宅の庭として使用しようとするものです。

関係法令については，「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり，農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

石 田 委 員：18番 石田です。申請地は，黒瀬川の西側で，黒瀬町との境に近い，県道津江郷原線から少し山側に入ったところにある農地2筆です。

譲受人は，隣接する宅地及び中古住宅と同時に申請農地を購入し，庭として一体として利用したいとのことでした。

現地は荒廃し，農地としての利用は困難で，宅地として一体的に利用するのはやむを得ないと判断しました。

よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、音戸町藤脇3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は57㎡の第2種農地です。

転用の目的は、購入した中古住宅に隣接した申請地を住宅及び庭敷用地として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、住宅の一部及び庭敷を整備する計画です。

しかしながら、写真でもお分かりのように、既に住宅の一部として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向 井 委 員：6番 向井です。家を購入したとき、すでに家が畑の一部に入っていたということです。今回、宅地拡張ということで畑の一部を購入するものです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、倉橋町字柳〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は2,414㎡のうち636㎡の第2種農地です。

転用の目的は、太陽光発電設備用地として利用するため、賃借権を設定するものです。

規模等は、発電容量47.2kw、太陽光パネル264枚を設置する計画です。

関係法令については、電気事業者による「改正 再エネ特措法」に基づく、再生可能エネ

ルギー発電設備の認定済みです。

また、中国電力との電力受給契約についても、経済産業省の認定書の提出、確認受理をもって「特定契約」及び「電力受給契約」が成立済みです。

その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5番 水場です。雨水の排水は2カ所あり、水の問題はない。ご審議よろしくお願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、川尻町原山3丁目〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で3,149㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル576枚、発電容量99kwを設置する計画です。

関係法令については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。

その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

なお、転用面積が3,149㎡と30アールを超えるため、広島県農業会議の意見を聴く必要があり、農業委員会の意見をいただいたのち、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地には排水が2カ所あり、周辺に問題は生じない。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可意見と決定し、広島県農業会議で、異議ない旨の答申を得た場合には許可することとします。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町中央北1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は205㎡の第2種農地です。

転用目的は、住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、2階建住宅1棟及び駐車場2区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。安浦駅北の呉市が区画整理し住宅が多く建っている地域で、住宅建築はやむを得ない。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

大 道 委 員：14番 大道です。この地域は昔どのような地域だったのか。

議 長：昔はざぶ田で、小さな田が多くあったところで、呉市が区画整理事業を行ったところですよ。

亀 山 委 員：8番 亀山です。呉市が区画整理したところだが、税金対策もあり、農地として利用し、野菜、果樹を植え付けしている。

事 務 局：区画整理事業で農地を区画整理しているが、平成28年12月までに農地として利用しなければ、宅地並み課税となると説明している。

議 長：そのほか、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町大字原畑字尾和首〇〇〇番、地目は畑、面積は16㎡の第2種農地です。

転用目的は、宅地拡張するため、所有権を移転するものです。

規模等は、隣接地の庭敷として利用する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定はされていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。自宅の隣の空き地を庭として利用するというものです。以上です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第15号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、倉橋町字大江〇〇〇〇番ほか5筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で1,347㎡の第2種農地です。

申請の事由は、字大江〇〇〇〇番は平成5年頃、岡野大綱代〇〇〇〇番ほか4筆は昭和40年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5番 水場です。写真のとおり完全に山になっておりどうしようもない。よろしく願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：つぎに、議案第16号「呉市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料1「呉市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」をご覧ください。

この案は、農業委員と農地利用最適化推進委員の各地区の代表2名ずつ、16名の代表者

で、1月及び2月の農業委員会総会後に開催した策定会議で決定したものです。

案の概略について説明します。

1ページ目「第1 基本的な考え方」で、呉市の現状と課題、平地、中山間地域での実態に応じた取り組みを記載しています。農業委員と農地利用最適化推進委員が一体としてこれに取り組むためこの指針を策定するものです。また、農業委員、推進委員の任期が3年であることから、3年ごとにこの指針を検証し、見直すこととしています。

なお、毎年6月に承認いただいている、農業委員会の「目標及びその達成に向けた活動計画」は単年度の具体的計画として定めているものです。

2ページ目以降が「第2 具体的な目標と推進方法」です。

「1. 遊休農地の発生防止、解消について」は、広島県が公表した呉市内の農地面積2,440haをもとに、遊休農地面積及び解消目標を考慮して目標値を定めています。解消目標としては、農業委員19名及び最適化推進委員20名が、1人1筆の遊休農地解消に努めることとし、1筆当たり面積400㎡に委員数を乗じて約2haを単年度の目標としています。平成32年4月までに2haを2年分、平成35年4月までに、さらに2haを3年分の解消を数値目標としています。

「2. 担い手への農地利用の集積、集約化について」は、呉市農林水産課と協力して、「人、農地プラン」の作成、見直しを行い、担い手への農地利用の集積、集約化に取り組むこととしており、これまでの実績を踏まえ、1年間に5haの担い手への農地利用の集積、集約化を目標としています。平成32年4月までに5haを2年分、平成35年4月までに、さらに5haを3年分の集約、集積を数値目標としています。

「3. 新規参入の促進について」は、関係機関との連携、就農後のフォローアップ活動を通じ、新規参入の促進を図ることとしており、これまでの実績を踏まえ、1年間に1事業主体の参入を目標としています。平成32年4月までに1事業者を2年分、平成35年4月までに、さらに1事業者を3年分の新規参入を数値目標としています。

この指針に基づいて今後の活動を行っていただきたいと考え、この指針（案）を提出させていただきました。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は案のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおりと決定します。

議 長：つぎに、議案第17号「非農地通知の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料2「非農地通知の決定について」をご覧ください。

農業委員、農地利用最適化推進委員による農地パトロールの結果、荒廃が進みすでに農地でない、非農地と判断されたもので、今日現在で集計できた、旧呉市内5町、下蒲刈町、音戸町の追加分について記載しています。合計で、414筆、17万7,939㎡となっています。

この非農地判断には農業委員会総会の議決が必要なため、本日諮らせていただいたものです。議決後、非農地である旨を、土地所有者、広島県、法務局、呉市資産税課及び呉市農林水産課に通知します。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり非農地と決定し、所有者に通知すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定し、通知すると決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の8ページから11ページをご覧ください。市街化区域内の農地についてこの1ヶ月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したもので、8ページ、9ページ、農地法第4条による届出が4件、10ページ、11ページ、農地法第5条の規定による届出が3件、計7件ありましたので報告します。

議 長：その他、その他、事務局から説明をお願いします。

事 務 局：本日配付の資料3「平成30年度 呉市農業委員会事務局人事異動」をご覧ください。

平成30年度人事異動により、1名事務局次長が転出、1名事務局主幹が同次長に、1名事務局主任が同主査に、1名副主任が転入します。これにより、農業委員会事務局の体制は、局長1名、その他5名と人数的に変更はありません。

議 長：今までを通して、何かご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議

長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、平成30年第4回総会は、4月27日 金曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議

長：以上で平成30年第3回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時)